

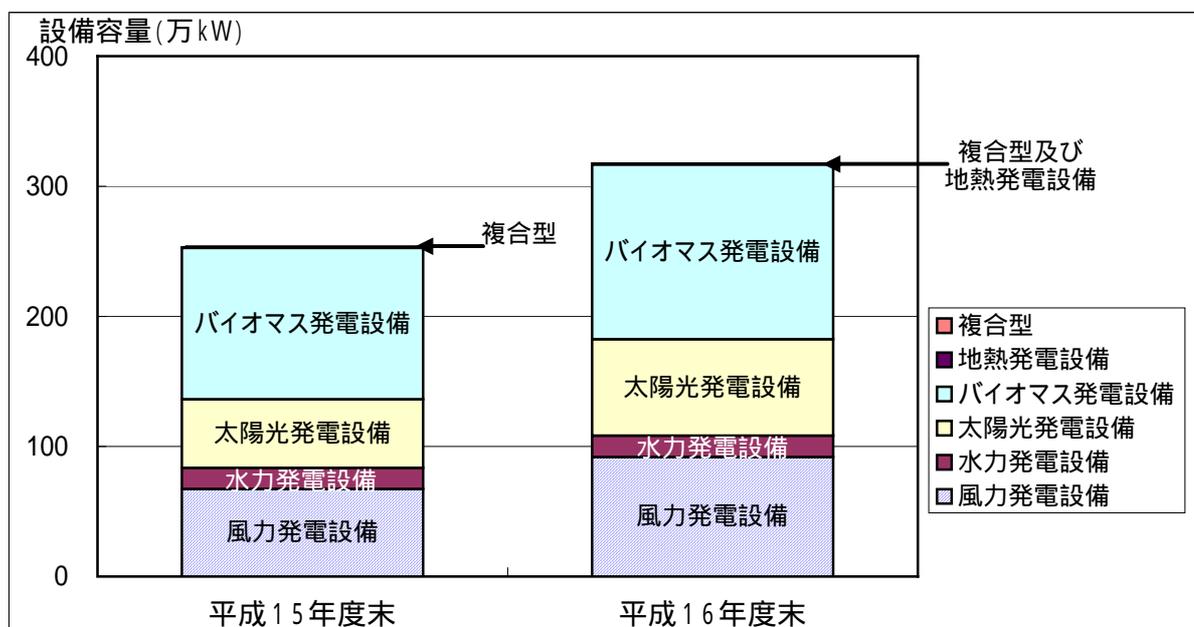
平成15年及び16年度の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の施行状況について

平成17年7月
資源エネルギー庁
新エネルギー課RPS室

電気事業者に一定量以上の新エネルギー等による電気の利用を義務づける電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下、「RPS法」という。）が平成15年4月より全面施行されている。以下、2年間の施行状況を整理した。

1. RPS法に基づく新エネルギー等発電設備の認定状況

RPS法に基づき経済産業大臣が認定した新エネルギー等発電設備は、着実に増大してきている。



* バイオマス発電設備については出力に投入燃料のバイオマスカロリー比率を乗じた出力。

	風力発電	水力発電	太陽光	バイオマス	地熱	複合型	合計値
平成15年度末	約6.7万kW	約1.6万kW	約5.3万kW	約27.3万kW(*1) (約11.6万kW(*2))		約0.24万kW	約41.0万kW(*1) (約25.3万kW(*2))
平成16年度末	約9.2万kW	約1.6万kW	約7.4万kW	約50.3万kW(*1) (約13.4万kW(*2))	約0.2万kW	約0.32万kW	約68.6万kW(*1) (約31.7万kW(*2))
増加率	37%	1%	40%	84%(*1) (16%(*2))		31%	67%(*1) (26%(*2))

*1 バイオマス発電設備の設備容量は発電設備全体での出力。

*2 ()の設備容量は、バイオマス発電設備の出力に投入燃料のバイオマスカロリー比率(平成15年度、16年度実績)を乗じた出力

2. RPS法義務履行状況等

平成15年度、平成16年度の義務履行状況等は以下の通りであり、これまで全ての電気事業者が義務履行を行っている。

年度	義務対象者	総義務量	義務達成状況	新エネルギー等電気総供給量	次年度へのバンキング総量
平成15年度	25社 (10電力会社、5特定電気事業者、10特定規模電気事業者)	3,276,767,000kWh	全ての電気事業者が達成	4,015,110,351kWh	785,980,000kWh
平成16年度	31社 (10電力会社、6特定電気事業者、15特定規模電気事業者)	3,559,756,000kWh	全ての電気事業者が達成	4,908,658,745kWh	2,062,952,000kWh

